

枚方市建築物内環境衛生の建築確認申請時指導要領

(目的)

第1 この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下、「建築物衛生法」という。）第2条に規定する特定建築物の建築確認申請時における設計図面等に対する環境衛生面からの審査指導について必要な指導事項等を定め、適正な指導を実施することにより、特定建築物内の良好な衛生的環境を確保し、もって、市民の健康的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(指導事項)

第2 この要領は、特定建築物の建築確認申請時における環境衛生面からの指導事項の要点を定めた。なお、これらの指導事項は、法律に基づく事項及び望ましい事項等であり、また、いまだ法の規制対象とされていないが事前審査することで、より一層、衛生的環境の確保が担保されると思われる内容を含む。

1 空気調和設備（機械換気設備を含む。以下同じ。）

(1) 外気の取入れ

1-1-1 取入外気量

室内空気質を建築物衛生法に定める基準値内に維持できるだけの外気量を室内に導入する。
<二酸化炭素濃度計算書>

1-1-2 外気取入口の配置

外気取入れ口は、取入れ外気の汚染を防止するために、排気口や冷却塔など他の汚染源と取入口との間に十分な距離をとる。

1-1-3 駐車場からの逆流の防止

居室系統の外気取入口及び排気口は、汚染空気の混入を防止するため、駐車場系統の外気取入口及び排気口との兼用はしない。

1-1-4 自走式駐車場からの汚染防止

地下階等屋内に自走式駐車場を設ける場合、駐車場の空気が居室に流入しない構造とする。

1-1-5 給排気ダクトの設置

排気用ダクトと給気用ダクトは別シャフトに設けることが望ましい。

1-1-6 縦ダクトによる外気の取入れ

屋上等から外気を一括して、縦シャフトで各階の空調機等に供給する場合、外気導入量が十分に確保できるようにする。

1-1-7 個別方式の空気調和機の外気取入れ

個別方式の空気調和機を設置する場合、外気を適正に取り入れられる構造とする。

(2) 空気調和機及び関連設備の設置

1-2-1 設置場所及び構造

空気調和機は、その周辺に十分な点検スペースを確保し、かつ保守点検が容易に行える場所に設けること。また、点検、清掃等の作業が容易な構造とする。

1-2-2 差圧計

エアフィルタの目詰まり状況を監視できるように、その前後の適切な位置に差圧計または静

圧測定孔を設ける。

1-2-3 制御センサの設置位置

遠隔監視、自動制御などのため、居室などに温湿度検出器を設けるときは、温湿度が適正に把握できる位置に設ける。

1-2-4 風量測定孔

外気取入量、還気量、給気量などの風量を測定できるよう有効な位置に風量測定孔などを設ける。

1-2-5 個別方式の空気調和機の運転制御

個別方式の空気調和機の運転制御については、適正に運転管理ができるようにする。

1-2-6 送風機・排風機

送風機、排風機は、点検、清掃等が容易で安全な構造とする。

1-2-7 風道（エアダクト）

風道は、系統ごとに点検、清掃のために適切な位置に点検口を設ける。

1-2-8 吹出口・吸込口

吹出口及び吸込口は、室内空気環境が均一となるようその位置及び形状を選定する。

(3) 空気清浄装置

1-3-1 性能

空気清浄装置は、室内浮遊粉じん濃度を建築物衛生法に定める基準値内に維持するのに必要な性能を有するものを選定する。〈室内粉じん濃度計算書〉

1-3-2 設置場所

空気清浄装置は、その周辺に十分な点検スペースを確保し、かつ保守点検が容易に行える場所に設ける。

1-3-3 構造

空気清浄装置は、点検、清掃、補修などが容易な構造とする。

1-3-4 喫煙対策

受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる。

(4) 加湿装置

1-4-1 性能

加湿装置は、相対湿度を建築物衛生法に定める基準値内に維持できるだけの性能を有するものを選定する。〈必要加湿量計算書〉

1-4-2 必要加湿量

外気調和機及び個別方式空気調和機における加湿装置については、必要加湿量が確保できるものを選定する。

1-4-3 設置場所

加湿装置は、熱交換コイルの下流側に設ける。また、点検、清掃、補修等が容易な場所に設ける。

1-4-4 噴霧方向

噴霧式加湿装置にあつては、蒸気・水の噴霧方向は空調気流と対向方向とし、かつ十分な噴霧スペースを確保する。

1-4-5 使用水の水質

加湿に用いる水は、水道法に規定する水質基準に適合するものとする。

(5) 全熱交換器（加湿装置付を含む）

1-5-1 利用する排気

熱回収に利用する排気は、原則として居室系統の排気とする。

1-5-2 構造

熱交換エレメントは、点検、清掃、補修等が容易な構造とする。

1-5-3 排気混入防止措置

回転型全熱交換器にあつては、排気の給気側への移行を防止するための有効な排気混入防止装置を設ける。

1-5-4 送風機及び差圧計等の設置位置

静圧を保持または確保するため、次の措置を講じる。

ア 給気側と排気側の間に適正な静圧差ができるように、適切な位置に送風機を設ける。

イ 給気側と排気側の間の静圧差を測定するため、有効な位置に差圧計または静圧測定孔を設ける。

1-5-5 フィルタの設置等

熱交換エレメント保護のため、給気側及び排気側のそれぞれの上流側にエアフィルタを設ける。

1-5-6 中間期等の対策

熱交換器を必要としない中間期等の場合は、熱交換器の適正な管理のため、バイパスダクト等を設ける。

(6) 冷却塔等

1-6-1 設置場所

冷却塔とエバコン（蒸発式凝縮器）の設置場所は、当該建築物の居室開口部や外気取入口、及び他の建築物への影響等を考慮した位置に設置する。なお、冷却塔に関しては、空気調和設備だけでなく、機械換気設備用及び冷蔵庫用などについても同様の措置をとる。

1-6-2 構造

冷却塔等は、点検、清掃、消毒、冷却水の入替え等の作業が容易な構造とする。

1-6-3 飛散防止

冷却塔は、冷却水・噴霧水の飛散を極力抑えた構造とすること。また、開放式冷却塔の場合は、冷却水が飛散しにくい直交流型の設置が望ましい。

1-6-4 使用水の水質

冷却塔に用いる水は、水道法に規定する水質基準に適合するものとする。

(7) 可変風量空調方式

1-7-1 システム

送風量が最小になった場合でも、良好な空気環境が確保できるシステムとする。

1-7-2 室内圧

送風量が最小となった場合、排気等の影響によって室内が負圧とならないようにする。

(8) 二酸化炭素濃度による自動制御装置

1-8-1 外気導入

二酸化炭素濃度にかかわらず、外気導入を停止しないシステムとする。

1-8-2 センサの位置

二酸化炭素濃度のセンサは空調系統ごとに有効な位置に設置する。

1-8-3 室内の負圧防止

外気量の減少により、送風量が最小となった際に、排気等の影響によって室内が負圧にならないようなシステムとする。

2 飲料水設備

(1) 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）

2-1-1 貯水槽の容量

貯水槽の容量は給水が不足、あるいは、停滞水等が生じるような不適正な容量としない。

2-1-2 設置場所

貯水槽の設置場所は、次の点に留意する。

ア 保守、点検、清掃が容易にできる場所とする。

イ 汚水施設と隣接させない。

ウ 排気ガス、ばい煙等の影響が少ない場所とする。

2-1-3 侵入防止策

点検等に携わる関係者以外の者が容易に立ち入れない場所とする。

2-1-4 高置水槽の設置場所

貯水槽を高所に設ける場合には、保守点検が容易に行えるよう階段及び転落防止柵を設け、安全性を確保する。

2-1-5 点検スペース

貯水槽の周囲の保守点検に必要な間隔は、原則として、60cm以上とし、上部は150cm以上とする。（ただしタラップ付近にマンホールがある場合は100cm以上でも可）。また、マンホール上部天井に、耐火のため吹付けられているロックウールなどが、剥離などにより水槽内へ落下することのないよう、カバーなど汚染防止措置を講じる。

2-1-6 貯水槽室の付帯設備

貯水槽室には換気設備及び照明設備を設け、かつ、床面の排水に支障のない構造とする。

2-1-7 2槽式

貯水槽の構造は、原則として、2槽式とする。

2-1-8 清掃

貯水槽は、清掃作業が容易な構造とし、底部には、1/100を標準とする勾配及び吸込みピット等を設け、完全に水抜きができる構造とする。

2-1-9 消防用水槽

貯水槽は、原則として消防用水槽と兼用しない。

2-1-10 停滞水防止構造

常に衛生的な水を確保する（停滞水を生じさせない）ために、次の措置を講ずる。

ア 貯水槽の給水口と揚水口は対称位置に設ける。

イ 貯水槽の容量が大きい場合は、う回壁を設ける。

2-1-11 マンホール等

貯水槽のマンホールは、次の事項に留意する。

- ア 施錠できる構造とする。
- イ 風圧や振動で容易にはずれたり、隙間ができない構造とする。
- ウ 防水密閉型のものであって、ほこり、雨水等有害なものが入らない構造とする。
- エ 金属製のものは、衛生上支障ないように有効な錆止めの措置を講ずる。

2-1-1-2 貯水槽の天井

貯水槽の上部は適当な勾配をとり、水はけを良くするとともにマンホール面は、周囲より10cm程度高くする。

2-1-1-3 吐水口空間

オーバーフロー管の口径は貯水槽に給水する給水管の呼び径の1.4倍以上とし、オーバーフロー管と給水管末端との吐水口空間を確保する。

2-1-1-4 排水口空間等

オーバーフロー管は、単位時間当りの最大受水量を排水するに十分な口径とし、かつ、間接排水構造（排水口空間は、管の口径の2倍以上）とする。また、水抜き管についても、間接排水構造とする。

2-1-1-5 汚染防止の措置

貯水槽の上面には、原則としてポンプ、機械類を設置せず、かつ、上部には給水管以外の管を設けない。

2-1-1-6 槽内への他用途配管接続の禁止

貯水槽内部には飲料水以外の配管設備を設けない。

2-1-1-7 防虫網

通気管及びオーバーフロー管は適正な構造とし、開口部には耐蝕性の防虫網を設ける。

2-1-1-8 非常用給水栓

貯水槽には原則として非常時用の給水栓を設ける。また、緊急給水遮断弁を設けることが望ましい。

2-1-1-9 満減水警報装置

貯水槽には、満減水警報装置を設ける。

(2) 給水管

2-2-1 配管スペース

点検のための十分な配管スペースを設ける。

2-2-2 クロスコネクションの禁止

飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む）とその他の配管設備とは直接連結させない。また、浄水処理した井戸水等と混合する場合は、クッションタンクを設けることが望ましい。

2-2-3 給水管の材質

飲料水の配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料であり、かつ、耐腐食性で水が汚染されるおそれのないものとする。

2-2-4 給水管の識別

給水管は、他の配管設備と明瞭に識別できる措置をとる。

2-2-5 汚染防止

給水管は汚染された液体や物質中を貫通させたり、その直下に埋設してはならない。

2-2-6 直結給水栓の設置

建築物には原則として直結給水栓を設ける。

(3) 逆流の防止

2-3-1 吐水口空間

給水器具及び水槽類には、有効な吐水口空間を確保する等、逆流防止のための有効な措置をとる。

2-3-2 散水栓

散水栓は床埋め込みとせず、壁付または立ち上げ型とする。やむを得ず床、地面に埋め込む場合は、逆流防止のための有効な措置を講じる。

(4) 給湯設備

2-4-1 給湯設備のシステム

使用頻度の低い給湯設備は、中央式とせず局所式とする。

2-4-2-1 中央式給湯設備

中央式給湯設備は、点検、清掃が容易な場所に設置する。また、構造については、以下の措置を講ずる。

ア 貯湯槽には、清掃用の排水弁や槽内の湯の温度を均一にするための装置を設けるとともに、適切な位置に温度計を取り付ける。

イ 加熱装置は、レジオネラ属菌の増殖を抑制できる能力（槽内60℃以上、末端栓55℃以上）を有するものとする。

ウ 配管系統は、循環水の温度を均一に保持するため定流量弁等を設ける。また、配管はできるだけ短くし、行き止まりの長さは最小に留めるか、器具の近くまで返湯管を設ける。なお、返湯温度を把握するため温度計を取り付ける。

エ 配管材料は、高温水や塩素消毒に耐える材質のものとする。

オ 開放型補給水槽は、給水設備と同様の構造とする。

カ 給湯主管、給湯立て管、給湯枝管、空気抜き管等を点検するための配管スペースは、十分なものとする。

2-4-2-2 膨張水槽

膨張水槽を設け、それに膨張管を開放する場合、膨張水槽には給水管、オーバーフロー管、排水管、通気管を設ける。又、この場合の膨張水槽の設置位置は、高置水槽と同じ位置とする。

2-4-3 膨張管

中央式給湯設備の膨張管は単独配管とし、高置水槽または補給水槽に接続しない。

2-4-4 設置場所

給湯器の設置場所には、必ず換気口を上下に取り付ける。又、形の大きいものには排気筒を必要とし、排気筒は給湯器とは直結させない。

(5) 直結増圧給水方式

2-5-1 設置場所

増圧給水設備は、衛生上支障なく、かつ保守点検が容易に行える場所に設置する。

2-5-2 機器の接続

増圧給水設備以下の管に直接接続する設備については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合した給水用具とする。

(6) 飲用井戸等の水源及びその付帯設備

2-6-1 設置場所

設置場所は浄化槽等、汚染のおそれのある設備から十分距離をとる。

2-6-2 汚染防止

関係者以外立ち入ることができないよう、周囲に柵等を設ける。また、汚水の流入等外部からの汚染を防ぐことのできる構造とする。

2-6-3 消毒設備

塩素消毒剤の連続注入装置を設置する。

(7) 循環式浴槽

2-7-1 循環式浴槽

循環式浴槽には、レジオネラ属菌を抑制するため有効な塩素消毒装置を設置する。また、エアロゾルが発生する設備を設けない。

3 雑用水設備

(1) 使用基準

3-1-1 雑用水の用途、水質

雑用水は、原水の種類に応じて、水洗便所、散水、修景、清掃の用及びこれらに類する用途で使用する。また用途に応じた水質を確保する。排水を原水として再利用する場合は、水洗便所の便器洗浄水に限るものとする。その再利用水の再生処理装置については、建築物衛生法施行規則第4条の2に定める水質基準を満たす能力を有したものであり、かつ塩素処理設備を設ける。

(2) 設置場所及び構造設備等

3-2-1 設置場所及び塩素消毒設備

雑用水の貯水槽等は、点検、清掃が容易な設置場所及び構造とする。また、雑用水の処理過程には、塩素消毒設備やろ過装置等を設置する。

3-2-2 補給水

雑用水は、水量の不足に備え、他からの補給水が確保できる構造とする。ただし、他から雑用水の供給を受ける設備にあつてはこの限りでない。なお、飲用系から補給する場合は、飲用系に逆流しない構造とする。

3-2-3 誤飲防止

雑用水の給水栓は、誤飲・誤使用を防止できる構造とする。または、飲用できない旨を明確に表示する。

3-2-4 配管の識別

雑用水の給水管は、他の配管との識別を明確にするため、その旨を色別等で表示する。

3-2-5 給水栓

雑用水の給水管には、水質を検査するための水栓を末端に設ける。

3-2-6 臭気等の対策

再生処理施設を設ける時は、臭気等が他に影響を与えぬよう区画し、専用の給排気設備を設ける。

3-2-7 便器

雑用水を用いる便器には、手洗い付きの洗浄用タンクを使用しない。また、洗浄装置付便座

を使用する場合は、洗浄装置には飲料水を使用する。

(3) 雨水利用

3-3-1 雨水の集水場所

雨水の集水場所は、原則として屋根及び人の出入りのない屋上とする。なお、やむを得ず人の集まる場所や雨水が汚れやすい場所から集水する場合は、人体と接触のない用途に利用する。

3-3-2 雨水の集水及び処理施設

集水場所は、集水時に落葉等の混入を防止するための措置をとる。また、砂等が混入する場合は、必要に応じスクリーン、沈砂槽、ろ過装置を設置する。

3-3-3 貯留槽

貯留槽は、敷地条件及び利用水量等を考慮し、できる限り多く貯留できるよう計画するとともに、汚染防止構造とする。

3-3-4 防火用水施設

防火用水施設は、所轄の消防署と協議して目的に合った構造になるよう計画する。

3-3-5 余剰雨水の排除

雨水利用施設には、雨水集水の際に生じる余剰雨水を排除するため、公共下水道等への有効な排水設備を設ける。

(4) 水景施設

3-4-1 エアロゾル飛散防止

水景の形態は、エアロゾルが発生しにくく、建築物の利用者が接触しにくいものとする。エアロゾルの発生や建築物の利用者が接触するおそれがある場合には、消毒装置やろ過装置を設ける。

3-4-2 貯水部分の構造

水景用水の貯水部分には、排水設備を設ける。

4 排水設備

(1) 排水槽

4-1-1 汚水、雑排水槽等の分離

汚水、雑排水、湧水は原則として各々分離した槽とする。

4-1-2 槽の容量

排水槽の容量は、原則として平均排水量（給水時間内）の2時間分を標準とし、悪臭発生等の防止のため過大としない。

4-1-3 槽の構造

排水槽は、以下の構造基準を満たすものとする。

ア 槽の内部は不浸透性の耐水材質を使用し、漏水しない構造とする。

イ 槽の底部には吸込みピットを設け、吸込みピットはポンプケーシングの外側及び底部からの間隔を20cm程度とする。

ウ 排水ピットに向けて1/10～1/15の勾配をとる。

エ 槽内の入隅部は汚物等の除去が容易に行える構造とする。

オ マンホールは直径60cm以上で防臭型とし、各槽ごとに点検、清掃が容易に行える位置に2ヶ所設ける。

カ 排水槽等は臭気の漏れない構造とし、外気に直接開放した通気装置を設け、末端開口部

には耐蝕性防虫網を取り付ける。

4-1-4 悪臭・腐敗防止措置

排水調整槽や負荷の高い排水槽には、ばっ気・攪拌併設装置等、悪臭・腐敗防止のための有効な措置を講ずる。

(2) 排水ポンプ

4-2-1 排水ポンプの台数

排水ポンプは、故障に備えて2台以上設ける。

4-2-2 制御装置及びタイマー

排水ポンプの始動水位が規定水位となるような制御装置及び規定時間内で運転するためのタイマーを設置する。

4-2-3 換気設備及び照明設備

ポンプ室には、換気設備及び照明設備を設ける。

4-2-4 電極棒の絶縁被覆

排水ポンプの制御に電極棒を用いる場合は、感知部分を除き、絶縁被覆する等、誤動作の起こらないよう措置する。

4-2-5 満水警報装置

排水槽には、満水警報装置を設置する。

(3) 排水管

4-3-1 管材質・勾配

排水管は、排水を衛生的かつ円滑に搬出できるよう適正な管材質と適切な管径及び勾配を有する。

4-3-2 点検口・掃除口

排水管は、掃除口を設ける等、保守点検が容易に行える構造とする。

4-3-3 排水口空間

機器等からの排水は間接排水とし、排水口空間を確保する。

4-3-4 雨水排水立て管

雨水排水立て管は、汚水排水管もしくは通気管と兼用することなく、またはこれらの管に連結しない。

(4) 排水トラップ

4-4-1 排水トラップの設置

排水系統に直結する器具類には、原則として排水トラップを設ける。また、雨水排水立て管を除く雨水排水管を汚水排水のための配管設備に直結する場合においても、雨水排水管に排水トラップを設ける。

4-4-2 掃除等

トラップは、掃除等の維持管理が容易にできる構造とする。

4-4-3 臭気・害虫等の防止

トラップは、排水管内の臭気・害虫等の移動を有効に阻止することができる構造とする。

4-4-4 沈積・付着の防止

トラップは、排水の流下水勢によってトラップの封水部に沈積又は付着のおそれのある小雑物を押し流す自掃作用をもつものとする。

4-4-5 二重トラップの禁止

トラップは、二重トラップとなるような構造としない。

4-4-6 封水深長

封水深を5 cm以上10 cm以下とする。（阻集器を兼ねる排水トラップについては、5 cm以上）

(5) 通気管

4-5-1 通気管の配置

排水トラップが破封しないよう、通気管を適正に配置する。

4-5-2 通気管の構造

通気管は、汚水の流入等により通気が妨げられないようにする。

4-5-3 通気管の開口部

通気管は、直接外気に衛生上有効に開放する。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りではない。

(6) 阻集器

4-6-1 阻集器の設置

排水中に油脂・厨芥・ガソリン・土砂等が含まれる場合は、有効な位置に阻集器を設ける。

4-6-2 阻集器の構造

阻集器は、排水中から油脂・厨芥・ガソリン・土砂等を有効に分離できる性能を有し、かつ器内の清掃が容易に行える構造とする。

4-6-3 設置場所

阻集器は、保守点検が容易に行える場所に設ける。

(7) 排水ます

4-7-1 排水ますの構造

排水ますは、清掃が容易に行える構造とする。

(8) 厨房排水除外施設

4-8-1 排水処理システム

汚泥の発生が少なく、処理水質が良好で運転管理が容易なシステムとする。

4-8-2 脱臭設備

処理水槽、汚泥貯留槽及び施設機械室には、硫化水素が主体の腐食性ガス（臭気）防止のための有効な措置を講ずる。

4-8-3 腐食防食対策

処理水槽、汚泥貯留槽及び排気ダクト、配管等には、腐食防止のため有効な措置を講ずる。

(9) し尿浄化槽

4-9-1 設置場所

し尿浄化槽は、保守点検が容易に行える場所に設置する。

4-9-2 区画、換気設備等

し尿浄化槽は他の場所と区画し、屋内に設ける場合は換気設備及び照明設備を設け、状況により防臭・防虫構造とする。

5 清掃、廃棄物・再利用物保管場所

(1) 清掃

5-1-1 休憩室・更衣室

清掃従事者等のため専用の休憩室、更衣室を設ける。

5-1-2 資機材倉庫

専用の資機材倉庫を設ける。

5-1-3 給水・排水設備

清掃作業のための給水、排水設備を設ける。

5-1-4 電気設備

清掃作業のための電気設備を設ける。

5-1-5 ガラス清掃

ガラス清掃を行うための施設、設備を設ける。

5-1-6 構造

清掃作業を妨げる構造としない。

(2) 廃棄物・再利用物保管場所

5-2-1 広さ

種類に応じ分別して保管するのに十分な広さを有する。

5-2-2 周囲への影響

収集・運搬が容易で、作業に伴う周囲への衛生的な影響が小さい場所に設置する。特に、食品の搬入口と廃棄物保管場所とは距離をとり、ゴミ収集車が食品搬入口付近で作業することのないようにする。

5-2-3 構造設備

衛生的な問題が生じない構造とし、必要な換気、給水、排水等の設備を設ける。

ア 他の用途と兼用しない密閉区画構造とし、ねずみ・昆虫の出入りを防止する。

イ 分別収集・保管ができる構造とする。

ウ 床・壁面などは不浸透性材料を用い、室及び容器の洗浄・排水に支障の無いように給排水設備と勾配を設ける。

エ 屋内では第1種機械換気設備を設ける。屋外では近隣への影響を考慮した適切な換気設備ないし通気口を設ける。また、給排気口、開口部には耐腐食性材質の防虫網を設置する。

オ 厨芥類等の廃棄物の保管にあたっては、必要に応じて冷蔵・冷房設備を設ける。

カ 作業に必要な照明設備を設置する。

6 防虫・防そ構造

(1) 防虫構造

6-1-1 防虫構造

建築物は、内部に衛生害虫が侵入しないような構造とする。

(2) 防そ構造

6-2-1 防そ構造

ねずみが建築物室内に侵入しないような構造とする。

6-2-2 座金の取り付け

給排水管、配電管等を床、天井、側壁等に貫通させる場合には、その接点に座金を取り付ける。

6-2-3 出入り口

出入り口ドアの下部の隙間は、ねずみが通過できない幅に金属板等を張った自動開閉装置を設ける等、防そに有効な措置を講じる。

6-2-4 排水口、排気口等

排水口、排気口等が外部と接する場所には、耐蝕性で堅固な金属網等の防そに有効な措置を講じる。

7 化学物質(ホルムアルデヒド等)対策

(1) ホルムアルデヒド(HCHO)の対策

7-1-1 管理基準値

室内空気中のHCHO濃度が、建築物衛生法に定める管理基準値を上回らないようにしなければならない。

7-1-2 低減化建材

HCHOの放散量に関連する規格を参考にし、可能な限り放散率の少ない建材を使用するとともに、その使用面積を最小限に抑える。

7-1-3 換気

換気による室内HCHO濃度の低減を図る。

7-1-4 入居前・後の対策

入居前HCHO放散の対策及び入居後適正な運転管理を図る。

(2) その他の揮発性有機化合物(VOCs)の対策

7-2-1 低減化

室内VOCs濃度の低減を図る。

8 その他の審査事項

(1) 建築構造等

8-1-1 断熱工法

建築物の構造は、結露が生じないような断熱工法を行う。

8-1-2 結露受け

窓面等には、結露が生じた場合のための結露受けを設ける。

8-1-3 点検のための補強

天井内は、保守点検を行う作業者を十分支えられるような補強を行う。

8-1-4 送風機室等

送風機室等には、換気のためのガラリを設ける。

8-1-5 建材

防音、耐火、断熱等を目的とする建材については、アスベスト建材に代わる安全な代替品を使用することに努める。

(2) 管理人室等

8-2-1 管理人室等

維持管理上で必要な専用の管理人室等を設ける。

8-2-2 管理用資材置き場等

管理用資材置き場等を確保する。

(3) 管理用図書

8-3-1 管理用図書

維持管理上必要な図面、計算書、運転マニュアル、カタログ、メーカーリスト等の管理用図書を備えておく。

- ア 設計図（建物及び機器）
- イ 管理用図面（運転管理に必要な部分のみ記載した図面）
- ウ 暖房、冷房、換気等の計算書
- エ システム及び機器の運転マニュアル
- オ 建物の特性測定報告書
- カ 機器の特性を示す書面
- キ メーカーあるいはサービスステーションの名称、連絡先
- ク 法に基づく届出書類等のファイル
- ケ カタログ等
- コ 帳簿類（設備機器一覧表、設備機器台帳、工具台帳、備品・消耗品台帳）

（審査事務）

第3 保健所長、建築主事、指定確認検査機関及び建築確認申請者との相互間の事務処理手順については次のとおりである。（別紙1参照）

（1）事務処理手順

- ア 建築主事及び指定確認検査機関は、特定建築物に係る事前相談、建築確認申請又は計画通知を受けたときは、相談者又は申請者に対し、保健所に連絡する旨を指示することとし、特定建築物に係る建築確認申請又は計画通知を受理したときは、保健所長に対し、建築基準法第93条第5項により通知書（様式1）を送付する。
- イ 保健所長は、建築部局あるいは指定確認検査機関への相談者又は申請者から連絡を受けた際は、特定建築物に該当するか否かを確認する。
- ウ 保健所長は、特定建築物に該当する場合には、申請者に対し、審査関係書類の提出を求め、事前審査指導を行う。
- エ 保健所長は、事前審査の結果を建築主事あるいは指定確認検査機関に対し、建築基準法第93条第6項により通知（様式2）する。また、申請者に対し、事前審査結果（様式3）を交付する。

（2）審査関係書類（提出書類）

保健所長は、申請者に対し、次の書類を建築確認申請後、7日以内に提出するよう求める。

ア 関係書類

- （ア）空気調和設備及び給排水設備等計画書（様式4）
- （イ）建築一般図面（配置図、平面図、なお、立面図、主断面図もあれば添付）
- （ウ）空気調和設備設計図面（系統図、平面図、機器リスト）
- （エ）給排水設備設計図面（系統図、平面図、機器リスト）
- （オ）廃棄物保管場所設計図面
- （カ）給水量計算書等関係書類
- （キ）二酸化炭素濃度計算書、室内粉じん濃度計算書、必要加湿量計算書

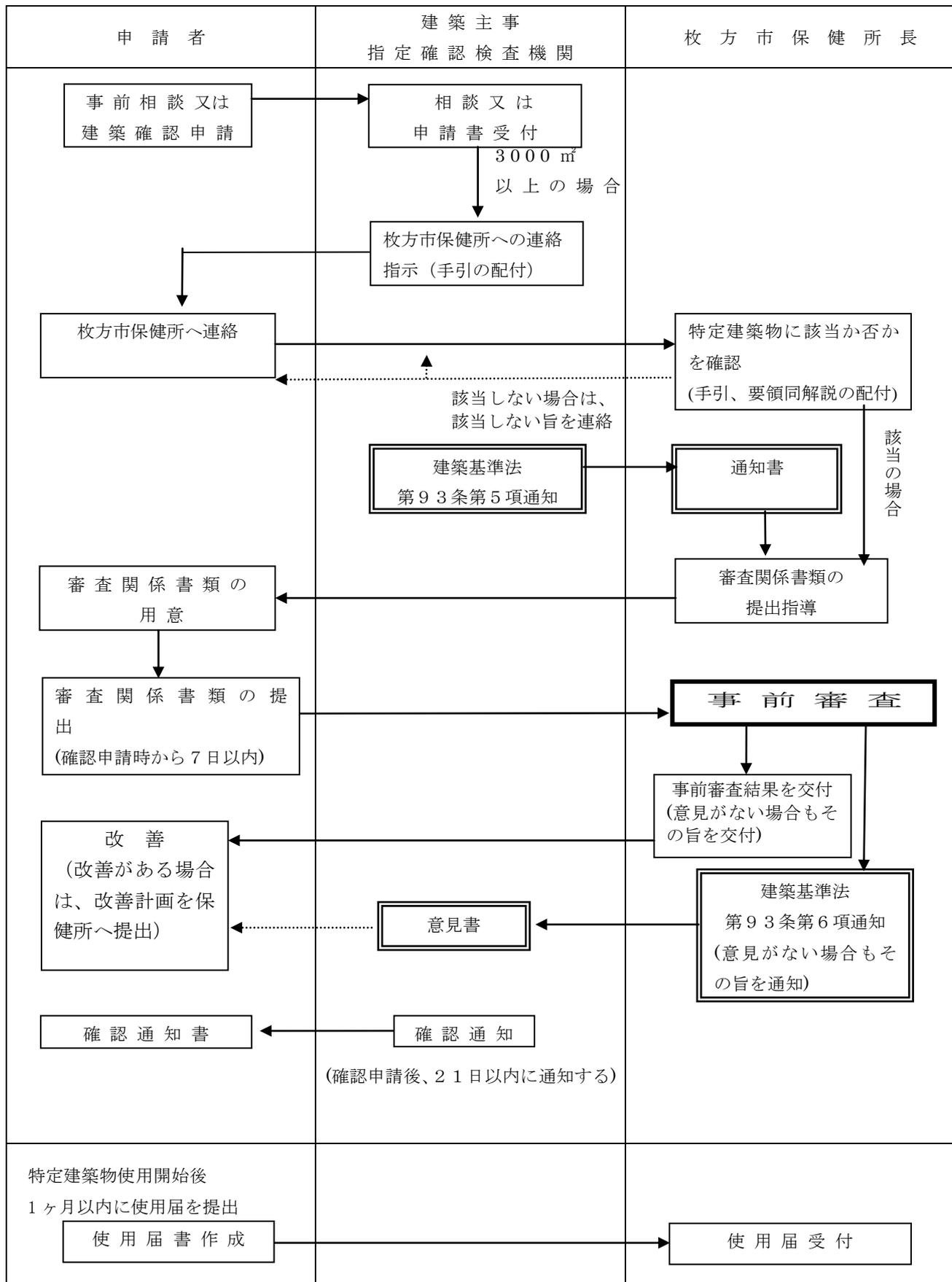
イ 提出部数 各1部

なお、図面類は、外気取入れ口、排気口の位置、給排水設備の配置等について、上記計画書の内容を説明できるものにする。

附則

この要領は、平成26年11月6日から施行する。

事務処理手順



(例示)

				第	号	
				年	月	日
枚方市保健所長 様						
建築主事、指定確認検査機関						
確認申請書の受理について (通知)						
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第 1 条に規定する特定建築物の 〔計画通知書・確認申請書〕を受理したので建築基準法第 9 3 条第 5 項の規定により下記 のとおり通知します。						
受付年月日	年 月 日			受付番号	第 号	
建築場所						
建築物名称 (仮称)						
主要用途				延べ面積	m ²	
建築主	氏名					
	住所			電話番号		
代理人	氏名					
	住所			電話番号		
工事着手予定年月日	年 月 日			工事完了予定年月日	年 月 日	

様式2

保衛環第 号
年 月 日

建築主事、指定確認検査機関 様

枚方市保健所長

特定建築物に関する事前審査結果について（通知）

年 月 日付け、第 号で受理通知のあった下記の特定建築物に関して、建築基準法第93条第6項の規定により通知します。

記

建築物名称（仮称）		
建築場所		
建築主	氏名	
	住所	
主要用途		
意見欄		

保衛環第 号
年 月 日

届出者 様

枚方市保健所長

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係る
事前審査結果について

枚方市建築物内環境衛生の建築確認申請時指導要領に基づき、審査をした結果は、下記のとおりです。

なお、改善計画については、 年 月 日までに提出をお願いします。

記

建築物名称（仮称）			
建 築 場 所			
建 築 主 氏 名			
主 要 用 途		延 べ 面 積	
審 査 結 果			
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第5条第1項の規定により、使用開始後1ヶ月以内に特定建築物使用開始届を保健所へ提出してください。			

年 月 日

枚方市保健所長 様

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

特定建築物の事前審査に関する書類について

下記建築物が「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物に該当するので、事前審査要領に基づく空気調和設備及び給排水設備等計画書を届け出ます。

記

建築物名称（仮称）						
建 築 場 所						
建 築 主	氏 名					
	住 所					
工事着手予定年月日	年 月 日	延べ 面積	m ²	主要 用途		

* 届出者は、建築主です。

空気調和設備及び給排水設備等 計 画 書

1 空気調和設備

(1) 空気調和設備の概要

管理方式	<input type="checkbox"/> 空気調和設備	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> その他
制御範囲	<input type="checkbox"/> 全体制御	<input type="checkbox"/> ゾーン制御	<input type="checkbox"/> 個別制御
空気調和機の種類	主方式 <input type="checkbox"/> 併用の方式 <input type="checkbox"/>		
設計対象人員（空気調和機対象人員計）	人		

(2) 空気調和設備の内容

ア 自動制御装置等		要領
自動制御装置の有無	有（検知装置－温度・湿度・炭酸ガス）・無	1-2-3, 1-8-2
風量測定孔の有無	有（ ）・無	1-2-4
全熱交換器の有無	有（型式 ）・無	1-5-1
風道の点検口の有無	有（ ）・無	1-2-7

イ 居室の換気等

居室の主たる換気方法	第（1・2・3）種 換気方式	
厨房等の換気	全排気・その他（ ）	
可変風量方式の有無	有（ ）・無	1-7-1

以下については、室内ユニットを除く設備について記載し、設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。

ウ 冷暖房熱源・冷却塔

		<系統 No >	<系統 No >	要領
冷房熱源	機器種類			
	冷房能力	kcal/h	kcal/h	
暖房熱源	機器種類			
	暖房能力	kcal/h	kcal/h	
冷却塔	能力			1-6-1
	設置場所			
	点検清掃スペース	有 ・ 無	有 ・ 無	1-6-2
	使用水			1-6-4

エ 空気調和機（空気調和を以下「空調」という。）

	<系統 No >	<系統 No >	要 領
【空調機】			
型 式			
対象用途と階数			
冷房能力	kcal/h	kcal/h	
暖房能力	kcal/h	kcal/h	
対象床面積と気積	m ² m ³	m ² m ³	
対象人員	人	人	
点検清掃スペース	有 ・ 無	有 ・ 無	1-2-1
【空調設計条件】			
冷暖房 外気温湿度	冷 °C %・暖 °C %	冷 °C %・暖 °C %	1-4-1
室内温室度	冷 °C %・暖 °C %	冷 °C %・暖 °C %	1-4-1
室内二酸化炭素濃度	ppm	ppm	1-1-1
室内浮遊粉じん	mg/m ³	mg/m ³	1-3-1
【給気】			
給気量	m ³ /h	m ³ /h	1-3-1
外気取入量	m ³ /h	m ³ /h	
一人当外気取入量	m ³ /h・人	m ³ /h・人	
換気回数	回/h	回/h	
【外気取入口】			
高 さ	m	m	
位 置			1-1-2
付近の汚染源	有 ()・無	有 ()・無	
【除じん機】			
種類 (型式)			1-3-1
適応粉じん粒径	μ m	μ m	
除じん効率と方式	% (比色法)	% (比色法)	
点検清掃スペース	有 ・ 無	有 ・ 無	1-3-2, 3
【加湿器】			
加湿方法			
加湿能力	kg/h	kg/h	1-4-1, 2
点検清掃スペース	有 ・ 無	有 ・ 無	1-4-3
使用水			1-4-5

2 給水設備

(1) 貯水槽

ア 給水設備の概要

給水方法	高置水槽・加圧ポンプ・増圧給水方式・直圧・他 ()
貯水槽の数	[受水槽 基] [高置水槽 基] [基]
設計使用水量	m ³ /日

イ 給水設備の内容（設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。）

	受水槽 No		高置水槽 No	要領
【設置状況】				
有効容量	m ³	m ³	m ³	2-1-1
槽の材質				2-1-1
設置場所				2-1-2
侵入防止対策	専用の室・柵	専用の室・柵	専用の室・柵	2-1-3
六面点検構造	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否	2-1-5
天井までの距離	cm	cm	cm	
側壁までの距離	cm	cm	cm	
床面までの距離	cm	cm	cm	2-1-5
貯水槽内の構造				2-1-7
水の滞留防止構造	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否	2-1-7
マンホール	構造			2-1-11
	高さ	cm	cm	2-1-12
【槽の配管状況】				
水抜管の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-8
集水ピットの有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-8
オーバーフロー管の有無	有 (φ) ・ 無	有 (φ) ・ 無	有 (φ) ・ 無	2-1-14
吐水口空間距離	cm	cm	cm	2-1-13
排水口空間距離	cm	cm	cm	2-1-14
通気管の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-17
各管の防虫網	有 () ・ 無	有 () ・ 無	有 () ・ 無	2-1-17

ウ その他の設備

満減水警報装置	有	・ 無	2-1-19
給水管材質	主管		2-2-3
	枝管		
消毒設備	有 ()	・ 無	

(2) 給湯設備

ア 給湯設備の概要

給湯方式と熱源	中央式 () 局所式 ()
---------	-----------------

「中央式」の場合、以下の項目記入

給湯の使用用途		2-4-2-1
貯湯槽の設置場所		
給湯管の材質		
膨張管の開放位置		2-4-3
膨張水槽の設置		

イ 換気措置

換気設備の設置内容		2-4-4
-----------	--	-------

3 雑用水設備 有無（あり：なし）

「ある」場合、以下の項目に記入

(1) 雑用水設備の概要

使用する原水	排水・井戸水・雨水・工業用水・他（ ）	3-1-1
使用目的	散水・修景・清掃用水・便器洗浄水・他（ ）	3-1-1
必要水量	m ³ /日	3-1-1

(2) 再生処理装置

		要領
再生処理の方法	生物処理方式・膜処理方式・その他（ ）	3-1-1
再生能力	m ³ /日	
再生処理水の水質		
塩素処理設備の有無	有（ ）・無	3-2-5
採水栓の有無	有（場所 ）・無	
設置場所		3-2-6
換気設備の有無	有（ ）・無	3-2-6
照明設備の有無	有（ ）・無	3-2-6
便器洗浄水		3-2-7

(3) 雑用水道貯水槽他

設置場所		3-2-1
構造		
槽の容量		
消毒・ろ過設備の設置	有（ ）・無	3-2-2
補給水設備の有無	有（ ）・無	

(4) 誤飲、誤使用の防止

給水栓の誤飲 誤使用防止措置		3-2-3
配管の識別方法		3-2-4

4 排水設備

(1) 排水設備の概要

排水槽の数	【汚水槽 基】【雑排水槽 基】【湧水槽 基】	4-1-1
排水流入量の設計値	m ³ /日	4-1-2
排水の処理方法	下水道・浄化槽（ ）	

(2) 排水設備の内容（設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。）

使用用途	汚水槽 No			湧水槽 No	要領
【槽の設置】					
設置場所					
槽の容量	m ³ (時間分)	m ³ (時間分)		m ³ (時間分)	4-1-2
計画排水流入量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	4-1-2
排水槽の構造					4-1-3
マンホールの個数					4-1-3
槽底部の勾配					4-1-3
吸込みピット	有・無	有・無	有・無	有・無	4-1-3
【その他の設備】					
排水ポンプの台数	台	台	台	台	4-2-1
満水警告装置	有・無	有・無	有・無	有・無	4-2-5

(3) 排水関連設備

【排水管】					
排水管の掃除口			有	・ 無	4-3-2
【排水トラップ】					
排水トラップの設置			有 (封水深	cm) ・ 無	4-4-1
掃除等が容易にできる構造			有	・ 無	4-4-2
【通気管】					
通気管の設置			有	・ 無	4-5-1
【阻集器】					
阻集器の設置			有	・ 無	4-6-1
有効な分離性能			有	・ 無	4-6-2
点検、清掃が容易に行える構造			有	・ 無	4-6-2,3
【排水ます】					
排水ますの設置			有	・ 無	4-7-1
清掃が容易に行える構造			有	・ 無	4-7-1
【し尿浄化槽】					
保守点検が容易な設置場所			有	・ 無	4-9-1

5 清掃、廃棄物・再利用物保管場所

(1) 清掃

清掃従事者の	休憩室の有無	有 (階	m ²) ・ 無	5-1-1
	更衣室の有無	有 (階	m ²) ・ 無	5-1-1
資機材倉庫の有無		有 (階	m ²) ・ 無	5-1-2
清掃作業用	給排水設備の有無	有 () ・ 無	5-1-3
	電気設備の有無	有 () ・ 無	5-1-4
窓ガラスの清掃設備の有無		有 () ・ 無	5-1-5

(2) 廃棄物・再利用物保管場所

ア 廃棄物・再利用物保管等の概要			要領
廃棄物・再利用物保管の場所			5-2-1, 5-2-2
焼却炉の有無	有 (能力)・無		
厨芥類のための低温保管設備の有無	有 ()・無		5-2-3 5)

イ 廃棄物・再利用物保管施設

廃棄物の種類	可燃性ゴミ	厨芥類	不燃性ゴミ	再利用物	
排出量の設計値	kg/日	kg/日	kg/日	kg/日	
保管容器の個数	個	個	個	個	
【保管場所】					
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	5-2-1
構造					5-2-3 1)
床と壁の材質	床				5-2-3 3)
	壁				
床排水の勾配	有・無	有・無	有・無	有・無	5-2-3 3)
給排水設備の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	5-2-3 3)
給排気設備の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	5-2-3 4)
照明設備の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	5-2-3 6)
防そ防虫構造					5-2-3 1)

6 防虫・防そ構造

建物の全般的な防虫対策		6-1
建物の全般的な防そ対策		6-2

7 化学物質対策 (ホルムアルデヒド低減建材等)

放散量の少ない建材の使用		7-1-3
放散量の少ない什器等の選定		7-2-1

8 その他の審査事項

(1) 結露防止等

結露防止等対策の有無	有 ()・無	8-1-1, 2
------------	---------	----------

(2) 防音等の建材

主な防音、耐火、断熱に使用する建材		8-1-5
-------------------	--	-------

(3) 管理人室・管理用図書

管理人室等の有無	有 (階 m ²)・無	8-2-1
管理用資材置き場等の有無	有 (階 m ²)・無	8-2-2

設計図書の添付 (添付の図書について「○」を記入)

建築一般図書	配置図	平面図	立面図	主断面図
空調設計図書	系統図	平面図	機械リスト	
給排水設備設計図書	系統図	平面図	機械リスト	
廃棄物保管場所設計図書				
給水量計算書等関係書類				
二酸化炭素濃度計算書				
室内粉じん濃度計算書				
必要加湿量計算書				

連絡先

会社名	
氏名	TEL